居宅介護支援・介護予防支援重要事項説明書

１．事業者（法人）概要

事業者（法人）の名称	医療法人財団明理会
代表者役職・氏名	理事長　中村　哲也
本社所在地・電話番号	東京都板橋区本町36番3号　03－3965－5971
法人設立年月日	昭和26年6月15日

２．事業所の概要

（１） 事業所の名称等

名称	イムス埼玉越谷病院居宅介護支援事業所
事業所番号	居宅介護支援・介護予防支援（指定事業所番号1170802878）
所在地	〒343-0831　埼玉県越谷市伊原一丁目2番4号
電話番号	048－940－5774
ＦＡＸ番号	048－940－5676
通常の事業の実施地域	越谷市、草加市

（２） 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで （国民の祝日、12月30日から1月3日までを除きます。）
営業時間	午前9時から午後6時00分まで（営業受付午後5時30分まで）
連絡体制	電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとっています。 ☆緊急以外のお問合せは、営業時間内にお願いいたします。

（３） 事業所の勤務体制

管理者(主任介護支援専門員兼務)	介護支援専門員の管理、業務実施状況の把握等の管理を一元的に行います。	常勤　１名
主任介護支援専門員	居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成します。	常勤　　名
介護支援専門員	居宅サービス計画及び介護予防サービス計画を作成します。	常勤　　名

３　事業の目的

事業所の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態等にあるものに対して、適切な居宅介護支援及び介護予防支援を提供することを目的とします。

４．運営の方針

（１）事業所の介護支援専門員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように援助を行います。

（２）利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じ、利用者の立場にたって、利用者が自己選択、自己決定できるように支援いたします。

（３）利用者の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

（４）事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう公正中立な立場でサービスの調整を行います。
（５）利用者は居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画に位置付ける事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。また当該事業所を居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。
（６）事業所の介護支援専門員は、サービス提供事業所から伝達された利用者の情報やモニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した状態等の必要な情報を主治の医師や歯科医師、薬剤師に伝達します。
（７）入院先の医療機関との情報連携や円滑な退院支援のため、入院時には利用者または家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員名を伝えていただきますよう、お願いいたします。
（８）事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めて行います。
（９）利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施するなどの措置を講じます。
（１０）厚生労働大臣が公表する介護保険等関係情報その他必要な情報を活用し、居宅介護支援及び介護予防支援を適切かつ有効に行うよう努めます。
（１１）感染症や非常災害の発生において、業務を継続的に実施、再開するための計画（BCP）を策定し、研修及び訓練を定期的に開催します。

５．サービス利用の方法

（１）サービスの利用開始
電話等でお申し込み下さい。当事業所の介護支援専門員が自宅を訪問し、本人やその家族に面接をいたします。契約を締結したのち、サービス提供を開始します。
（２）サービスの終了
①利用者からの契約解除
文章または口頭でお申し出くだされば、いつでも解約できます。
②事業者からの契約解除
ⅰ事業者のやむを得ない事情により終了となる場合は、利用者に対して契約満了日の３０日前までに理由を示した文書で通知をすることにより、この契約を解除することができます。この場合、事業者は他の指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者に関する情報を提供します。
ⅱ利用者またはその家族等が、事業者及び介護支援専門員に対して、暴力行為、ハラスメントまたはその他の不適切な行為をなし、事業者の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが困難となった場合、直ちにサービスを終了させていただく場合があります。
【ハラスメントの例】
・大声、威圧的な態度、暴言・屈辱的な発言
・長時間にわたる不当な拘束や過剰な要求
・職員個人への執拗な干渉・詮索・私的接触の強要
・SNS等での誹謗中傷や名誉を傷つける行為
・人種・性別・年齢等に基づく差別的な発言
・正当な理由のない度重なる苦情やクレームなど
③自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
ⅰ利用者が介護保険施設等へ入所した場合
ⅱ入院等により１ヶ月を経過した場合

iii 利用者の要介護区分が非該当（自立）または総合事業対象者となった場合
iv 利用者が死亡した場合

６．居宅介護支援及び介護予防支援の内容

（居宅介護支援及び介護予防支援の提供方法）
①居宅を訪問して利用者及び家族に面接し、抱えている問題や解決すべき課題を分析、把握します。
②課題分析の種類
（居宅介護支援）厚生労働省の通知で示された課題分析標準項目を満たす方式
（介護予防支援）厚生労働省の通知で示された「介護予防支援業務に係る関連様式例」におけるアセスメント領域を満たす方式
③利用者の居宅等において、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の原案について専門的な見地からの意見を求めます。
④居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料金等について利用者およびその家族に説明し、文書による同意を受けます。
⑤作成したサービス計画書は交付します。
⑤モニタリング結果の記録
（居宅介護支援の場合）
特段の事情のない限り、１か月に１回は利用者と面接を行い、かつモニタリングの結果を記録します（必要時は、それ以上になる場合があります）。面接は原則、利用者宅を訪問することにより行います。ただし、基準第13条第14号ロ（1）及び（2）の要件を満たしている場合であって少なくとも２か月に１回利用者の居宅を訪問し、面接をするときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができます。
（介護予防支援の場合）
特段の事情のない限り、少なくともサービスの期間終了月、サービス提供した月の翌月から起算して３か月に１回のいずれかに該当する場合には利用者の居宅での面接を行います。ただし、基準第30条第16号ロ（1）及び（2）の要件を満たしている場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して３か月ごとの期間のうち、少なくとも２期間に１回は利用者の居宅を訪問することによって面接を行うときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができます。
利用者宅を訪問しない月（テレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く）でも、指定介護予防サービス事業者等への訪問、利用者への電話等の方法により、利用者自身に介護予防サービス計画の実施状況について確認を行い、利用者の状況に変化があるときは利用者宅を訪問して確認を行います。１か月に１回はその結果を記録します。
⑦居宅介護支援及び介護予防支援の内容
ⅰ 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の作成及び計画の変更
ⅱ 介護サービス提供事業所及び介護予防サービス提供事業所との連絡調整
ⅲ 介護保険施設等の紹介
ⅳ 要介護認定等の申請に係る援助及び利用者に対する相談援助
ⅴ 給付管理
ⅵ 主治医に対して居宅サービス計画書及び介護予防サービス計画を交付
ⅶ その他利用者に対する便宜の提供　※
※下記の事項につきましては、介護保険の制度上、居宅介護支援及び介護予防支援の範囲外となり、公平性や中立性を保つためにもお引き受けいたしかねますのであらかじめ

ご了承下さい。
（例：移動・入浴・排泄等の身体介護、家事援助、金融機関への手続き代行、外出時の付き添い、住宅のメンテナンス、日常的な安否確認、救急車への同乗、身元保証、支援に関係のない行政の手続き等）

７．サービス提供の記録

①事業所は指定居宅介護支援及び介護予防支援の提供に関する記録を作成し、この契約終了後５年間保管します。
②利用者は事業所において営業時間内に当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
③利用者が他の居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所の利用を希望する場合、居宅サービス計画及び介護予防サービス居宅計画の実施状況に関する書面を作成し、利用者に交付します。

８．利用料等について

事業者が提供する居宅介護支援及び介護予防支援に愛する料金規定は「別紙料金表」のとおりです。

９．守秘義務・個人情報の保護

①事業所及び従事者は業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報を正当な理由なく、第三者には漏らしません。従業員でなくなった場合においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約時の取り決めとします。
②事業者は居宅介護支援及び介護予防支援にあたり、利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文章による同意をいただきます。
③下記の情報提供は、利用者やその家族から同意を得た上で行うこととします。
（サービス担当者会議開催時・市町村や医療機関等への情報提供・各サービス事業者との連携・入退院時の連携・学会や研修会等での事例研究発表など：この場合は利用者が特定できないように配慮します）

１０．事故発生時の対応

事業者は利用者に対する居宅介護支援及び介護予防支援の提供に伴って事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
また、介護支援専門員の責めに帰すべき事由により利用者に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

１１．虐待防止のための措置に関する事項

①利用者及び関係者における虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その内容及び結果について、当該職員や関係者に対して、周知徹底を図ります。
②虐待防止のための指針を整備します。
③虐待防止のための担当者（管理者を担当とする）を置きます。
④虐待防止のための研修会を定期的に開催します。
⑤サービス提供中に当該事業所と従業者または養護者（利用者の家族等現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

１２．身体拘束の適正化に関する事項

利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。

１３．ハラスメントの禁止に関する事項

職員間及び利用者やその家族等へのハラスメント及び利用者やその家族等によるハラスメント防止に向け、次の対策を講じます。

①身体的暴力の禁止（物を投げる・叩く・危害を加えるなど）

②精神的暴力の禁止（人格否定・怒鳴る・攻撃・威圧的な行動や発言・法定外の過剰なサービス要求・契約遂行に支障をきたす長時間の拘束等）

③性的な言動や行動の禁止（意に沿わない性的な要求・嫌がらせ・不快に感じる発言等）

上記事項の性的言動、優越的な関係を背景とした言動により就業環境が害されることの防止に向けた方針を実施しております。利用者、当事業所間において上記事案が発生し、事業者の申し入れにも関わらず改善の見込みがみられない場合、当事業所の管理者や法人内ハラスメント委員会等へ報告し、契約解除する場合があります。

１４．サービス提供に関する相談、苦情等

（１）当事業所の居宅介護・介護予防支援に関するご相談、苦情およびサービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

苦情相談窓口担当	管理者　五十嵐　友美
電話番号	０４８－９４０－５７７４
受付時間	午前９時から午後５時３０まで
受　付　日	月曜日から土曜日まで （国民の祝日、１２月３０日から１月３日までを除く。）

（２）市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

越谷市役所　介護保険課	０４８－９６３－９１６９、９３０５
草加市長寿・介護福祉課	０４８－９２２－１４１４
春日部市　介護保険課	０４８－７３６－１１１１
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課　苦情対応係	０４８－８２４－２５６８ （苦情相談専用）

１５．災害および悪天候の訪問について

①災害（地震・火災・水害）

②悪天候（豪雨・台風・大雪）

①②により、訪問が困難になる場合があります。

令和　　年　　月　　日

居宅介護支援・介護予防支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者　　住　所　東京都板橋区本町３６番３号
　　名　称　医療法人財団　明理会
　　代表者　理事長　　中村　哲也

事業所　　指定番号　１１７０８０２８７８
　　住　　所　埼玉県越谷市伊原１丁目２番４号
　　名　　称　イムス埼玉越谷病院居宅介護支援事業所

説明者　　氏　　名

私は、本契約および本書面により、事業所から居宅介護支援・介護予防支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者　　住　　所
　　氏　　名

代理人　　住　　所
　　氏　　名

【別紙　居宅介護支援料金表】

　要介護認定を受けられた方は、介護保険から給付されますので自己負担はありません。
ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合には、１か月毎に
料金をいただき、後日各市町村窓口で申請すると全額払い戻しされます。

①基本料金

区分	取扱件数	要介護１・２	要介護３・４・５
居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）	４５件未満	１１，３１６円	１４，７０２円
居宅介護支援費Ⅰ（ⅱ）	４５件以上６０件未満	５，６６８円	７，３３５円
居宅介護支援費Ⅰ（ⅲ）	６０件以上	３，３９６円	４，３９７円

②加算料金

加算項目	料金	算定要件
初回加算	３，１２６円	新規（契約の有無にかかわらず２か月以上居宅介護支援を提供していない）に居宅サービス計画を作成した場合 当該要介護状態区分が２区分以上変更された場合
入院時情報連携加算（Ⅰ）	２，６０５円	利用者が病院または診療所に入院した日のうちに、当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※入院時以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了後または営業日以外の日に入院した場合であって、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	２，０８４円	利用者が病院または診療所に入院した翌日または翌々日に、当該病院または診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して３日目が営業日でない場合はその翌日を含む。
退院・退所加算 連携１回 カンファレンス参加有 カンファレンス参加無 連携２回 カンファレンス参加有 カンファレンス参加無 連携３回（１回はカンファレンス参加有）	 ６，２５２円 ４，６８９円 ７，８１５円 ６，２５２円 ９，３７８円	退院または退所にあたって、病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。ただし、「連携３回」を算定できるのは、そのうち１回以上について、入院中の担当医等との会議に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
緊急時等居宅カンファレンス加算	２，０８４円	病院または診療所の求めにより、当該病院の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
通院時情報連携加算	５２１円	利用者が医師または歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師または歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師または歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合（月に１回の算定を限度）。

ターミナルケアマネジメント加算	４，１６８円	２４時間連絡が取れる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備。 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者またはその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日以上、当該利用者またはその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。
特定事業所加算Ⅱ	４，３８６円	１．専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の主任介護支援専門員を配置していること（１名以上）。 ※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、または同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務とする。 ２．専ら指定居宅介護支援の提供にあたる常勤の介護支援専門員を配置していること（３名以上）。※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、または同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務とする。 ３．家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加する。 ４．利用者に関する情報またはサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催する。 ５．２４時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ６．居宅支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。 ７．特定事業所集中減算の適応を受けていない。 ８．指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人あたり４５名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は５０名未満）である。 ９．埼玉県介護支援専門員実務研修実習受け入れ協力事業所である。 １０．他法人が運営する居宅介護支援事業所と共同の事例検討・研修会等を実施する。 １１．地域包括支援センターから支援が困難な事例

		を紹介された場合おいても、居宅介護支援を提供している。 １２．必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成する。
特定事業所医療介護連携加算	１，３０２円	前々年度の３月から前年度の２月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設との連携回数の合計が３５回以上。 前々年度の３月から前年度の２月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を１５回以上算定している。 特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を算定している。
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の ２．１％	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。

この料金表は令和８年６月１日から施行します。

①前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、
福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護　　３２％

通所介護　　３８％

地域密着型通所介護　１９％

福祉用具貸与　６５％

②前６か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、

福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ケアリッツ・アンド・パートナーズ　２２％	コープみらい越谷介護センター　１５％	医心館訪問介護ステーション　１３％
通所介護	デイサービスあいあい ２３％	ソラーレ&ひだまり １６％	リハタイム １５％
地域密着型通所介護	はぁべすと １６％	リハてらす ２０％	スマイルリハビリデイサービス　１３％
福祉用具貸与	(株)かいんど ２７％	エスコート福祉レンタル　１４％	エミール・ホームケア １３％

【別紙　介護予防支援料金表】

　要支援認定を受けられた方は、介護保険から給付されますので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合は、１か月毎に料金をいただき、後日各市町村窓口で申請すると全額払い戻しされます。

①基本料金

	介護予防支援費（Ⅱ）
要支援１・２	４，９１８円

②加算料金

加算項目	料金	算定要件
初回加算	３，１２６円	新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し、指定介護予防支援を行った場合
介護職員等処遇改善加算	所定単位数の２．１％	介護職員等の処遇改善に関する計画を作成し、ケアプランデータ連携システムの活用、職員の資質向上、職場環境の改善等、厚生労働大臣が定める基準に適合する場合。

この料金表は令和８年６月１日から施行します。